

平成 26 年 5 月 29 日
中国地方整備局

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者会
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ
山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

「建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業」における
ステップアップ支援の公募について
～経費の一部（上限 300 万円）を支援します～

国土交通省では、平成 26 年 4 月 1 日より「建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業」を実施しております。

本事業において、建設企業等がこれまで培ってきたノウハウを活かしつつ、地域の課題解決に資する新事業展開に要する経費の一部を支援する「ステップアップ支援」の対象となる案件を公募しますのでお知らせします。

1. 主な申請要件

- ① 建設企業等のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業であること。
- ② 本事業において国土交通省とパートナー協定を締結している機関からの推薦を受ける事業であること。
- ③ 支援額と同額以上の経費を自己負担すること。
- ④ 概ね 3 年後の事業目標数値を設定すること。

2. 応募主体

- 中小・中堅建設企業または中小・中堅建設関連企業（測量業、建設コンサルタント業、地質調査業）。

3. 支援額

- 上限 300 万円

※具体的な支援額については、支援対象事業者の選定後、支援対象事業の事業計画と支援要望額の内容を精査の上、予算の範囲内において決定。

4. 公募期間

- 平成 26 年 5 月 26 日（月）～平成 26 年 6 月 30 日（月）（※当日必着）

5. その他

○ なお、インフラメンテナンスに係る新技術の開発や事業領域の拡大等については、優先的に採択する予定です。

（参考）平成25年度にステップアップ事業として選定した案件一覧

ブ ロ ック	企 業 名	所 在 都 道 府 県	事 業 概 要
北 海 道	株式会社北海道アトリウム	北海道	林地残材を活用したリサイクル事業展開による林業分野への参入
	ケイセイマサキ建設株式会社	北海道	地域特性（軽種馬産地）を活かした観光事業への進出
東 北	大見海事工業株式会社	青森県	スパイラル基礎杭を利用した太陽光発電基礎工法の普及・拡大
	株式会社技研	青森県	新型（ヘキサタイプ）プレキャストボックスカルバートの開発
	十武建設株式会社	青森県	林業残滓（杉の皮：バーク）を活用した舗装事業に係る新工法の開発
	大成産業株式会社	青森県	R C 構造物耐震補強工法の普及・拡大
	工藤建設株式会社	岩手県	様々な省エネシステムの実証実験を行い、東北地域における超省エネ住宅の事業化を図る
南 関 東	株式会社プロウイング	東京都	建設現場における原価のトータル管理システムの開発
	成友興業株式会社	東京都	汚染土壌処理に関する新技術の研究開発
北 陸	株式会社ジーエス	新潟県	小規模太陽光発電システムキットに係る技術開発・商用化
	株式会社小池組	新潟県	ふるさと見張り番事業（空き家・放棄地の見回り・維持管理・保全・修繕等の受託事業）の確立

ブロッ ク	企業名	所在 都道府 県	事業概要
中部	たかやま林業 建設業協同組合	岐阜県	林建協働による先進的モデル林業の 確立
	株式会社シモダ道路	岐阜県	宅内（駐車場・私道）向け除雪・清 掃・除草事業の確立
	セントラル建設 株式会社	岐阜県	建設と介護の事業化モデル（介護を 切り口にリフォームを劇的に伸ばす） を全国の建設業者に広め、夢と元気 を与える
近畿	有限会社サンキ	京都府	社会参加型福祉事業への参入（障害 者の為の多機能型福祉サービス施設 の創立）
	協栄建設株式会社	京都府	森林整備事業参入に伴う放置間伐材 を活用した地盤補強事業の確立
	株式会社太田組	大阪府	農業分野進出による 6 次産業化総合 化計画の推進および農業部門の経営 的確立
中国	株式会社小坂田建設	岡山県	石積み補修の新工法開発・普及
九州	天竜建設株式会社	鹿児島 県	耕作放棄地の農地再生化を目指した 農業分野への進出
	株式会社内山建設	宮崎県	林業参入を目指した欧州型作業道開 設技術の確立

本件に関する問い合わせ先＞

中国地方整備局 082-221-9231（代表）

【担当】 建政部 計画・建設産業課長 佐藤^{さとう} 篤^{あつし}（内線 6 1 2 1）

建政部 計画・建設産業課長補佐 立岩^{たていわ} 晃^{あきら}（内線 6 1 4 2）

【広報担当窓口】
広報広聴対策官 坂本^{さかもと} 繁幸^{しげゆき}（内線 2 1 1 7）

企画部 環境調整官 田尾^{たお} 和也^{かずなり}（内線 3 1 1 4）

中小・中堅
建設企業
建設関連企業の
皆様へ

専門家による 経営相談です



建設企業等のための 経営戦略アドバイザー事業

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業等が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設産業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家がアドバイスをを行います。

支援メニュー

MENU1 相談支援 (1企業あたり必要に応じて2回まで)

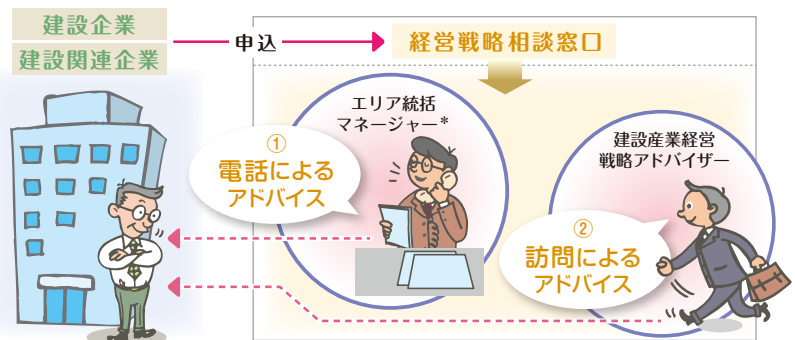
相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスをを行います。
その上で、必要に応じて、「建設産業経営戦略アドバイザー」を建設企業及び建設関連企業に派遣します。

[初回は無料、
2回目は自己負担額2,700円+振込手数料]

新事業展開、事業承継、内部管理の効率化、企業再編・廃業、経営革新など建設企業等が抱える経営上の課題、技術上の課題まで幅広く対応して丁寧にアドバイスをを行います。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

※建設関連企業について…測量法における測量業者、国土交通大臣による建設コンサルタント及び地質調査業者の登録を受けている方が本事業の利用対象となります。



*経営戦略アドバイザーからブロックごとに選定。(全国11ブロック)

MENU2 重点支援 (相談支援を実施した企業の中から選定)

チームアドバイス支援 [支援費用の1割を自己負担]

新事業展開、企業再編、廃業に関して、支援チームを組成し、目標達成に向けて継続的に支援します。

ステップアップ支援

建設企業等のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援します。
(最大300万円まで支援)

ご相談はこちらへ

経営戦略相談窓口一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594

国土交通省 北海道開発局 事業振興部建設産業課	011-738-0233	011-738-0235
国土交通省 東北地方整備局 建設部計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459
国土交通省 関東地方整備局 建設部建設産業第一課	048-601-3151	048-600-1921
国土交通省 北陸地方整備局 建設部計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
国土交通省 中部地方整備局 建設部建設産業課	052-953-8572	052-953-8606
国土交通省 近畿地方整備局 建設部建設産業課	06-6942-1071	06-6942-3913
国土交通省 中国地方整備局 建設部計画・建設産業課	082-511-6379	082-511-6189
国土交通省 四国地方整備局 建設部計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 九州地方整備局 建設部計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031	098-861-9926

経営相談の
申込は、裏面を
ご利用ください。



国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課



一般財団法人
建設業振興基金

平成26年度 建設企業等のための
経営戦略アドバイザー事業

経営相談申込書

平成 年 月 日

相 談 申 込 者	会社名	(フリガナ)							
	所在地	〒 ー							
	ご担当者	役職・所属部署			氏名	(フリガナ)			
	申込み受付時に窓口より電話連絡いたしますので、日中にご連絡が取れる携帯番号などをご記入ください。								
	携帯				TEL				
FAX				E-mail	@				
会 社 等 概 要	規模	資本金	千円		売上高	千円		従業員数	名
	業種	建設業	☐ 大臣許可 ☐ 知事許可 ☐ 許可なし		建設関連業	☐ 測量業登録事業者 ☐ 建設コンサルタント登録事業者 ☐ 地質調査業登録事業者			

1. ご相談内容

2. 重点支援の希望についてチェックマークを入れてください

☐特に希望しない ☐チームアドバイス支援を希望 ☐ステップアップ支援を希望

3. 本事業を知った紹介元についてチェックマークを入れてください

選択肢

☐金融機関 ☐都道府県 ☐建設業協会等 ☐セミナー等 ☐ホームページ ☐商工会等
☐中小企業診断士等（氏名 ） ☐その他（紹介元 ）

4. 金融機関からのご紹介の場合には、下欄もご記入ください

① 紹介元の金融機関名	② 紹介元の支店名又は担当部等

紹介元の金融機関に対し、相談内容等の情報提供の可否についてお答えください

③ 相談申込者名の情報提供	可・否	④ 相談内容等の情報提供	可・否
---------------	-----	--------------	-----

本事業利用についての重要事項説明

～本事業を利用するにあたり、以下の事項についてご了承の上、お申込みください～

- 経営相談におけるアドバイスに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報等をお聞きます。
- 当申込書のほかアドバイスに必要な個人および企業情報は、本事業の円滑な遂行、改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはいたしません。
- 本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、（一財）建設業振興基金、建設産業経営戦略アドバイザー等の本事業関係者はその責任を一切負わないものとします。
- 本事業の利用資格を有する者は、中小・中堅事業者であって、建設業法第二条第二項に規定する建設業を営む者、測量法第五十五条第一項に規定する登録を受けた事業者、建設コンサルタント登録規程第二条第一項に規定する登録を受けた事業者及び地質調査業者登録規程第二条第一項に規定する登録を受けた事業者です。

建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業 ステップアップ支援対象企業 募 集 要 領

■応募受付期間

平成26年5月26日（月）～6月30日（月）（当日必着）

■応募書類等

本募集要領および応募書類については、以下webサイトよりダウンロードできます。

URL:<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

■応募受付先

所轄都道府県	名称及び担当課	担当者	メールアドレス及び電話番号	郵便番号・住所
北海道	北海道開発局 事業振興部建設産業課	町田 課長補佐 渡部 資力確保指導係長	machida-c22aa@hkd.mlit.go.jp watanabe-y22ag@hkd.mlit.go.jp 電話:011-709-2311(代表)	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
青森県、秋田県、岩手県 宮城県、山形県、福島県	東北地方整備局 建政部計画・建設産業課	須田 建設専門官 一條 経営支援係長	suda-k82ac@thr.mlit.go.jp ichijou-m82ac@thr.mlit.go.jp 電話:022-225-2171(代表) (内線6152・6149)	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号
茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、長野県、山梨県	関東地方整備局 建政部建設産業第一課	小丸 課長補佐 鬼沢 経営支援係長	komaru-m8310@ktr.mlit.go.jp onisawa-k8310@ktr.mlit.go.jp 電話:048-601-3151(代表)	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課	桐林 課長補佐 相田 経営支援係長	kiribayashi-k84ab@hrr.mlit.go.jp aida-h84bm@hrr.mlit.go.jp 電話:025-280-8880(代表)	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
静岡県、岐阜県、愛知県 三重県	中部地方整備局 建政部建設産業課	佐口 課長補佐 横里 経営支援係長	saguchi-k85aa@cbr.mlit.go.jp yokosato-s85aa@cbr.mlit.go.jp 電話:052-953-8572(直通)	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
和歌山県、福井県、奈良県 滋賀県、京都府、大阪府 兵庫県	近畿地方整備局 建政部建設産業課	白川 課長補佐 大石 経営支援係長	shirakawa-n86pf@kkr.mlit.go.jp ooishi-t86pq@kkr.mlit.go.jp 電話:06-6942-1141(代表)	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県	中国地方整備局 建政部計画・建設産業課	立岩 課長補佐 児玉 経営支援係長	tateiwa-a87kf@cgr.mlit.go.jp kodama-s87hf@cgr.mlit.go.jp 電話:082-221-9231(代表)	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
香川県、愛媛県、徳島県 高知県	四国地方整備局 建政部計画・建設産業課	瀬尾 建設専門官 石田 調査・経営支援係長	seo-m8810@skr.mlit.go.jp ishida-t8810@skr.mlit.go.jp 電話:087-851-8061(代表)	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33
佐賀県、大分県、福岡県 長崎県、熊本県、宮崎県 鹿児島県	九州地方整備局 建政部計画・建設産業課	金子 課長補佐 長崎 経営支援係長	kaneko-k8910@qsr.mlit.go.jp nagasaki-h8910@qsr.mlit.go.jp 電話:092-471-6331(代表)	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	具志堅 課長補佐 奥間 建設業係長	gushiken713@ogb.cao.go.jp okuma712-tomohiro@ogb.cao.go.jp 電話:098-866-0031(代表) (内線3171・3155)	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2合同庁舎2号館

平成26年5月

（一財）建設業振興基金

－ 目 次 －

I. アドバイザリー事業の趣旨	3
II. ステップアップ支援とは	3
III. 応募要件について	3
III－1. 応募企業の要件	3
III－2. 支援の対象となる事業	4
III－3. 支援の対象となる事業とそのイメージ	4
IV. 応募前に必要な手続き等について	5
V. 応募書類について	5
VI. 応募書類の提出期限および方法について	6
VI－1. 応募書類の提出期限	6
VI－2. 応募書類の提出方法	6
VI－3. 電子データの送付	7
VII. ステップアップ支援の対象となる経費について	7
VII－1. 支援金額の上限と経費の支出対象期間について	7
VII－2. 支援対象となる費目について	7
VII－3. 支援対象とならない経費について	8
VIII. 審査方法等について	8
VIII－1. 審査の方法	8
VIII－2. 審査の観点	8
VIII－3. 結果の公表	8
IX. 支援対象企業に選定された後の留意点	9
参考. パートナー機関（340機関）	10
参考. 社会保険加入証明書類サンプル	11

I. アドバイザリー事業の趣旨

建設企業等のための経営戦略アドバイザリー事業（以下「本事業」という。）は、地域社会を支える建設企業および建設関連企業（以下「建設企業等」という。）の体質を強化すべく、建設企業等が抱える経営上の課題解決を支援するため、国土交通省および受託企業である一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が、経営戦略相談窓口を設置して建設企業等からの相談申込を受付け、各ブロックのエリア統括マネージャー（以下、「マネージャー」という。）による統括の下、中小企業診断士や公認会計士等の専門家である建設産業経営戦略アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）によるアドバイスを実施（以下「相談支援」という。）する事業です。

相談支援を受けた企業の中で、特に新事業展開、企業再編・事業承継に関する案件であり、他企業に対するモデル性の高いものに関しては、これらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援（以下「チームアドバイス支援」という。）を実施しています。

また、建設企業等のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業を選定し、事業に要する経費の一部支援（以下「ステップアップ支援」という。）を実施します。

II. ステップアップ支援とは

ステップアップ支援は、選定された事業に係る計画策定費や外部の専門家等を活用した場合の諸謝金など、事業に要する経費の一部を初年度のみ支援するものです。

支援金額は1件当たり上限3百万円とし、具体的な金額については、支援の対象となる企業（以下「支援対象企業」という。）が選定された後、事業計画と支援要望額の内容を精査の上決定します。なお、本事業では、後述の通り、支援金額と同額以上の自己負担が必要となります。

また、本事業は、建設企業等のノウハウを活かした地域の課題解決に資する取組を支援するとともに、その取組を他の建設企業等に対するモデルとして水平展開する事業です。よって、支援期間中における事業実施内容と、その評価、分析、課題や解決策の内容等に関する報告書を作成・提出していただきます。

III. 応募要件について

III-1. 応募企業の要件

(1) 中小・中堅の建設企業及び建設関連企業

※中小・中堅とは、資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の企業（個人事業主又は法人）をいう。

※建設関連企業とは、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業を営んでいる企業。

なお、測量業にあつては測量法における測量業者であること、建設コンサルタント業及び地質調査業にあつては国土交通大臣の登録を受けていることが必要。

(2) 平成26年度にチームアドバイス支援を受けない企業であること。また、平成25年度にステップアップ支援を受けていない企業であること。

(3) パートナー機関からの推薦を受けた（又は受ける予定の）事業を実施する企業であること。

※パートナー機関とは、本事業の周知や利用の推奨、重点支援（チームアドバイス支援及びステップアップ支援）への推薦等につき連携するための協定を国土交通省と

締結した道府県及び金融機関。(具体的なパートナー機関は、巻末の一覧表を参照)
なお、今後もパートナー機関は追加される可能性があります。最新のパートナー機関については以下のwebサイトに掲載致しますのでご確認願います。

【最新のパートナー機関】

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/partner.pdf>

- (4) 平成26年度内に支援額と同額以上の経費を自己負担すること。
- (5) 社会保険等に適切に加入している企業であること。
- (6) その他、ステップアップ支援申請書(様式-1)の「確約事項」を承諾できる企業であること。

Ⅲ-2. 支援の対象となる事業

- (1) 建設企業等のノウハウを活かした事業であること。
- (2) 応募企業が所在している地域の課題解決に資する事業であること。
- (3) 平成26～28年度迄の3年間の明確な事業目標および目標数値を設定できる事業であること。

Ⅲ-3. 支援の対象となる事業とそのイメージ

ステップアップ支援で支援対象とする事業内容は、建設企業等のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業が対象です。

なお、インフラメンテナンスに係る新技術の開発や事業領域の拡大等については、優先的に採択する予定です。

加えて、ステップアップ支援で支援対象とする事業については3年間(平成26年～28年度)の事業計画を作成していただき、その内容を審査することとさせていただいておりますので、ステップアップ支援が終了した2年目、3年目においても単独での継続的な事業展開が見込めないものは対象となりません。

<対象となる事業のイメージ>

- ・老朽化の進展が懸念されるインフラに対して、建設企業等のノウハウにより地域の特性に応じた新たな点検、管理手法を用いることによりライフサイクルコストの圧縮を図ろうとする取組
例：下水道インフラ等に対するカメラ検査技術等を活用した配管などの劣化状況管理手法の確立や民間建築物等に対する劣化診断と将来にわたる最も安価な更新・維持プログラムの提供等(効果：インフラの更新費用と維持費用の最適化)
- ・インフラメンテナンスや更新において、新技術の開発や既存技術の応用等により従来工法より工期・コストの圧縮を図ろうとする取組
例：建築物や道路標識、街路灯、土木工作物などの基礎構築において、新たな杭技術を導入することにより、従来では必要とした掘削、コンクリート基礎部分の施工等を不要化(効果：残土・騒音の低減、軟弱地盤対応、工期の短縮、コストの圧縮)。
- ・インフラの性能・耐用年数等を高めるために行うリフォームやリノベーションシステムの構築と新たな営業展開を行う取組
例：老朽化マンション等の建築物を地域のニーズに合わせたリノベーション(介護施設や地域

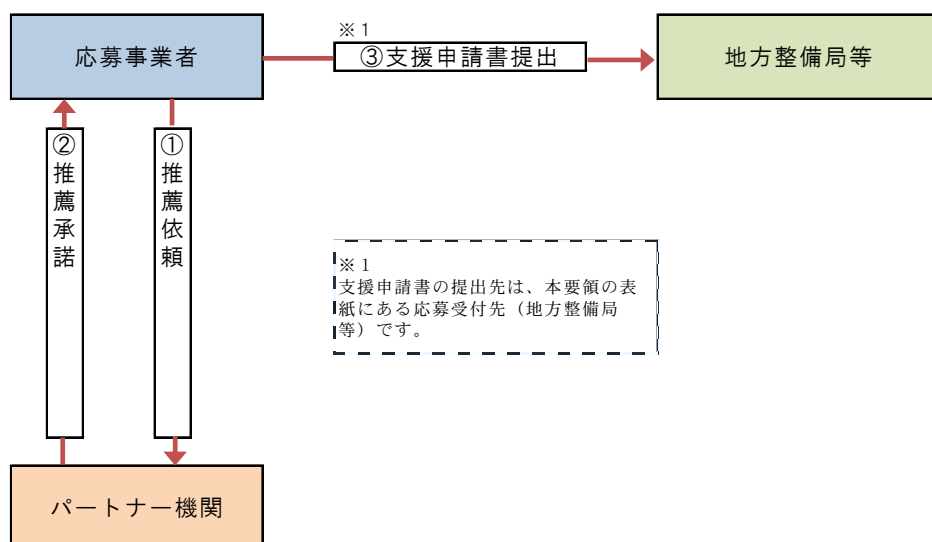
コミュニティ施設への転用、古民家住宅の商業施設化 等）を図ることにより、スクラップ＆ビルドからの脱却と事業創出型（提案型）営業への挑戦（効果：インフラのストック型社会への転換）

- ・これまで培ってきたネットワークや技術等を応用して、建設関連分野並びに新規事業分野へチャレンジする取組

例：地元で大量に発生する廃棄物等から新たな建設資材を開発、自社の培ってきた技術と融合してインフラメンテナンス等に活用（廃棄物を資材とした緑化事業、路盤材の開発・施工等）。また、建設業のノウハウの転用による林業における路網整備、介護事業、サービス業等の新規事業分野への進出（効果：新たな事業を通じた地域への貢献） 等

IV. 応募前に必要な手続き等について

本支援の応募にあたっては、パートナー機関からの推薦を受けた（又は受ける予定の）事業を実施することが要件となっています。



V. 応募書類について

応募に必要な書類は以下のとおりです。

※申請書類等は以下のwebサイトよりダウンロードできます。

URL:<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

（１） ステップアップ支援申請書（様式－１）

■ 支援申請書の主な記載事項

- ・ 支援を希望する事業の概要
- ・ 応募企業のノウハウを活かした事業である事項説明
- ・ 地域の課題解決に資する事項説明
- ・ ３年間の事業スケジュールおよび具体的目標
- ・ 資金計画

(2) 推薦書(様式-2)

- ・パートナー機関が押印済みの推薦書の原本
- ・やむを得ず推薦書の提出が遅れる場合には、後日提出も認めます。

(3) 決算書(写し)

- ・応募企業の直近の決算書(貸借対照表・損益計算書)をご提出ください。
- ・建設業法に定める財務諸表様式でも可。

(4) 社会保険加入証明書類(写し) ※サンプルについてはP11 参照

■雇用保険の証明書類

- ・「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」および「領収済通知書」

■厚生年金・健康保険の証明書類

- ・「領収証書」又は「社会保険料加入証明書」

(5) 会社案内(写しでも可)

- ・会社案内がない場合には、提出は不要です。

(6) その他

- ・応募事業を補足するための資料・パンフレット等がありましたらご提出ください。
- ・上記書類以外の追加資料および説明を求める場合があります。

【ご注意】

- ① 応募書類は日本語で、活字体(手書きは不可)により作成してください。
- ② 提出書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。

VI. 応募書類の提出期限および方法について

VI-1. 応募書類の提出期限

平成26年6月30日(月)(当日必着)

※提出期限経過後はいかなる理由があっても受付いたしませんのでご了承ください。

※やむを得ずパートナー機関からの推薦が提出期限内に間に合わない場合については、推薦書を除く応募書類を期限までに提出するとともに、推薦書の提出予定日を事前に各地方整備局等にご連絡ください(電話若しくは電子メール)。

VI-2. 応募書類の提出方法

■郵送提出

- ・必ず「簡易書留」による郵送で提出してください。
- ・封筒には「ステップアップ支援応募書類 在中」と朱書きしてください。

■郵送先

- ・応募企業の所在地に応じて、本要領の表紙記載の各地方整備局等担当者宛に郵送願います。

Ⅵ－３．電子データの送付

応募書類のうち「ステップアップ支援申請書」の電子データを、電子メールにより各地方整備局等担当者のメールアドレス宛に送信してください。

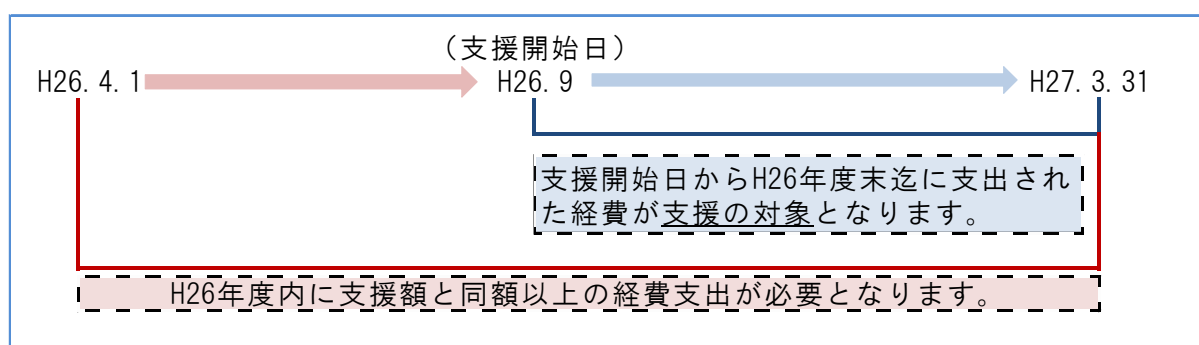
※データ容量過大等によりメール送信が不可能な場合には、電子データを保存した媒体（ＣＤ－Ｒ等）を郵送提出時に同梱してください。

Ⅶ．ステップアップ支援の対象となる経費について

Ⅶ－１．支援金額の上限と経費の支出対象期間について

支援金額の上限は、１件当たり３百万円です。支援の対象となる経費の支出期間は下図のとおり支援開始日（平成２６年９月）から平成２７年３月３１日までとします。一方、支援金額と同額以上の自己負担が必要となりますが、その支出対象期間は平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとし、かつ、その支出が応募事業に関するものであることが証明できるものとします。

※支援金額の請求に際しては、支援対象経費及び自己負担分の経費ともにその支出に関する証明書類（請求書／領収書等）の写しを提出いただくこととしています。



Ⅶ－２．支援対象となる費目について

支援の対象となる費目は下表のとおりです。そのうち事業を実施するために必要と認められ、事業対象として明確に区分できるもので、且つ証明書類によって金額・内容が確認できるものになります。なお、一般管理費については証明書類の必要はありません。

また、固定資産の取得に係る経費については支援の対象にはなりません。その他、支援対象外の経費については、Ⅶ－３．を参照してください。

	費 目	内 容
事業費	1. 委員・専門家謝金	委員会の委員や専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・助言等を受けた場合（講師含む）に謝礼として支払われる経費
	2. 委員・専門家旅費	委員・専門家に旅費として、支払われる経費
	3. 職員旅費	会議や研修会等へ参加するため旅費として、職員等に支払われる経費
	4. 会場借料	会議の場所代として支払われる経費
	5. 会議費	会議のお茶代等として支払われる経費
	6. 研修会等参加費	研修会等への参加費として支払われる経費
	7. アルバイト雇用費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

事業費	8. レンタル・リース料	事務機器、機械設備等のレンタル料、リース料として支払われる経費 ※応募事業に特化したものに限りです
	9. 調査・研究等委託費	事業遂行に必要な調査・研究等を委託する際に支払われる経費
	10. 試行的実施費	試作品の開発、製作や原材料費、実証実験、テスト販売のための広報宣伝費等を行う際に支払われる経費
	11. 印刷製本費	会議資料や報告書作成の印刷費として支払われる経費
	12. 資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費。
	13. 通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
	14. 消耗品費	安価な事務用品等の購入費として支払われる経費
一般管理費		助成対象経費合計額の10%以内

Ⅶー３．支援対象とならない経費について

以下の経費については、支援の対象となりませんのでご了承ください。

- (１) 支援対象企業の通常の業務活動に係る経費
事務所賃借料、職員人件費、水道光熱費、コピー代、用紙代、トナー代など、従来から実施している事業に関する経費と区別ができないもの。
- (２) 土地、設備、機械などの固定資産（無形固定資産も含む）
- (３) 自家用車、レンタカー、重機等の燃料代、高速料金、駐車場代、タクシー代
- (４) 振込手数料、電話代等通信費用（携帯、携帯情報端末、インターネット等）
- (５) 酒類、弁当等の飲食代
- (６) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費、機械等の修理代
- (７) 他の助成金等が支給されている経費
- (８) その他、支援対象事業の実施に関連性が認められない経費

Ⅷ．審査方法等について

Ⅷー１．審査の方法

審査実施時期は平成26年8月中旬を予定しています。

応募のあった全ての案件について、全国審査会で審査し、ステップアップ支援対象企業を選定します。

Ⅷー２．審査の観点

審査にあたっては、以下の諸点を重視して総合的に評価します。

- 応募企業が所在している地域の課題解決に資する事業であるか。
- 建設企業等のノウハウ（事業手法、人材、機械等）を活かしている事業であるか。
- 事業の実現可能性が高いか。
- 他の建設企業等への応用性が高く、波及効果が見込めるか。
- 応募企業の経営状況が極端に悪化していないか。
- 実施スケジュールや目標が明確であり、支援終了後も自助努力により継続的に事業を遂行できるか。
- 事業内容が法令、公序良俗に違反するものではないか。

Ⅷー３．結果の公表

審査結果については、平成26年8月末を目処に、国土交通省より応募企業に対し書面

により通知します。

また、原則として支援対象企業については、webサイト等で企業名、事業の概要等を公表しますので、ご了承ください。

※なお、審査の経過、審査の方法等に関するお問合せには一切応じられません。

Ⅸ. 支援対象企業に選定された後の留意点

(1) 報告書の作成・提出

支援対象企業は支援期間中の事業実施内容と、その評価、分析、課題や解決策の内容についてとりまとめた報告書と平成26年度事業支出実績報告書(3月見込含む)を平成27年3月上旬(予定)迄に提出いただくこととなります。

(2) 証明資料の整理・保管・提出

支援対象企業は、当該事業に要した経費支出(支援対象経費及び自己負担による事業経費)に係る証明資料(請求書・領収書等)を整理・保管しなければなりません。(1)の報告書提出後、速やかに平成26年度支出実績報告書に記載の経費に係る当該証明資料を提出してください。

支援金については、この証明資料に問題がないことを確認した後、支援対象企業に当該金額をお支払いします。(平成27年5月予定)

なお、当該事業の関係書類については、支援終了後5年間保管してください。

(3) 現地視察・ヒアリング等の実施

支援期間中において、国土交通省、振興基金等が現地を訪問し、事業の進捗状況などについて視察・ヒアリング等を実施することがありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 事例集(ケースブック)の作成

支援対象事業の取り組み内容や結果については、国土交通省および振興基金で発行する事例集に掲載させていただきます。事例集掲載の内容確認やデータ提供等、支援期間終了後もご協力をお願いいたします。

(5) ステップアップ支援終了後のフォローアップ

支援期間終了後3年間、当該事業の評価・検証のため必要に応じてフォローアップ(事業進捗状況のヒアリングやアンケート調査)を実施する場合はご協力いただきます。

なお、会計検査院の調査対象となることがあります。その際は、実施した事業の説明や経費の支出等に係る調査にご協力いただくことがありますのでご承知おきください。

(6) その他

具体的な事務処理の説明資料および各種様式や事業実施に係る注意事項等については、選定後に支援対象企業へ別途提供いたします。

参考. パートナー機関（３４０機関）

○北海道ブロック	○東北ブロック	○関東ブロック		○北陸ブロック
北海道 株式会社北海道銀行 株式会社北洋銀行 旭川信用金庫 網走信用金庫 遠軽信用金庫 帯広信用金庫 北空知信用金庫 北見信用金庫 札幌信用金庫 空知信用金庫 伊達信用金庫 北門信用金庫 北海信用金庫 室蘭信用金庫 留萌信用金庫 稚内信用金庫 札幌中央信用組合 空知商工信用組合 函館商工信用組合	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 株式会社みちのく銀行 株式会社若手銀行 株式会社東北銀行 株式会社七十七銀行 株式会社秋田銀行 株式会社北都銀行 株式会社荘内銀行 株式会社山形銀行 株式会社東邦銀行 株式会社仙台銀行 株式会社きらやか銀行 株式会社福島銀行 東奥信用金庫 青い森信用金庫 一関信用金庫 北上信用金庫 花巻信用金庫 水沢信用金庫 宮古信用金庫 盛岡信用金庫 石巻信用金庫 仙南信用金庫 宮城第一信用金庫 杜の都信用金庫 秋田信用金庫 羽後信用金庫 鶴岡信用金庫 山形信用金庫 米沢信用金庫 新庄信用金庫 会津信用金庫 あぶくま信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 石巻商工信用組合 仙北信用組合 北郡信用組合 山形第一信用組合 山形中央信用組合 相双五城信用組合 福島県商工信用組合	茨城県 千葉県 神奈川県 山梨県 株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 株式会社群馬銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社千葉銀行 株式会社千葉興業銀行 株式会社横浜銀行 株式会社山梨中央銀行 株式会社八十二銀行 株式会社栃木銀行 株式会社東和銀行 株式会社京葉銀行 株式会社東日本銀行 株式会社八千代銀行 株式会社長野銀行 足利小山信用金庫 鹿沼相互信用金庫 島山信用金庫 佐野信用金庫 栃木信用金庫 アイオー信用金庫 桐生信用金庫 しなのめ信用金庫 高崎信用金庫 利根郡信用金庫 青木信用金庫 川口信用金庫 埼玉縣信用金庫 飯能信用金庫 佐原信用金庫 千葉信用金庫 銚子信用金庫 東京ベイ信用金庫 朝日信用金庫 足立成和信用金庫 青梅信用金庫 亀有信用金庫 興産信用金庫 さわやか信用金庫 城南信用金庫 城北信用金庫 昭和信用金庫	巣鴨信用金庫 西武信用金庫 多摩信用金庫 東栄信用金庫 東京東信用金庫 川崎信用金庫 さがみ信用金庫 湘南信用金庫 中栄信用金庫 中南信用金庫 平塚信用金庫 かながわ信用金庫 甲府信用金庫 山梨信用金庫 アルプス中央信用金庫 飯田信用金庫 上田信用金庫 諏訪信用金庫 長野信用金庫 松本信用金庫 茨城県信用組合 那須信用組合 真岡信用組合 あかぎ信用組合 ぐんまみらい信用組合 群馬県信用組合 銚子商工信用組合 房総信用組合 七島信用組合 青和信用組合 大東京信用組合 小田原第一信用組合 山梨県民信用組合 長野県信用組合	新潟県 富山県 石川県 株式会社第四銀行 株式会社北越銀行 株式会社北陸銀行 株式会社富山銀行 株式会社北國銀行 株式会社大光銀行 株式会社富山第一銀行 新発田信用金庫 上越信用金庫 長岡信用金庫 新潟信用金庫 村上信用金庫 富山信用金庫 水見伏木信用金庫 鶴来信用金庫 のと共栄信用金庫 北陸信用金庫 糸魚川信用組合 協栄信用組合 興栄信用組合 五泉信用組合 三條信用組合 塩沢信用組合 新米信用組合 新潟大栄信用組合
○中部ブロック	○近畿ブロック	○中国ブロック	○四国ブロック	○九州・沖縄ブロック
岐阜県 三重県 株式会社大垣共立銀行 株式会社静岡銀行 株式会社名古屋銀行 株式会社第三銀行 大垣信用金庫 岐阜信用金庫 西濃信用金庫 関信用金庫 高山信用金庫 磐田信用金庫 しずおか信用金庫 島田信用金庫 静岡信用金庫 沼津信用金庫 浜松信用金庫 焼津信用金庫 いちい信用金庫 蒲郡信用金庫 瀬戸信用金庫 知多信用金庫 中日信用金庫 豊田信用金庫 豊橋信用金庫 西尾信用金庫 碧海信用金庫 北伊勢上野信用金庫 桑名信用金庫 三重信用金庫 飛騨信用組合 益田信用組合 岐阜商工信用組合	福井県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 株式会社福井銀行 株式会社滋賀銀行 株式会社京都銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社池田泉州銀行 株式会社南都銀行 株式会社紀陽銀行 株式会社福邦銀行 株式会社関西アーバン銀行 株式会社みなと銀行 小浜信用金庫 敦賀信用金庫 福井信用金庫 京都北都信用金庫 大阪信用金庫 大阪シティ信用金庫 北おおさか信用金庫 尼崎信用金庫 神戸信用金庫 但馬信用金庫 中兵庫信用金庫 兵庫信用金庫 奈良信用金庫 きのくに信用金庫 兵庫県信用組合	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 株式会社鳥取銀行 株式会社山陰合同銀行 株式会社中国銀行 株式会社広島銀行 株式会社山口銀行 株式会社島根銀行 株式会社トヤマ銀行 株式会社もみじ銀行 株式会社西京銀行 倉吉信用金庫 鳥取信用金庫 米子信用金庫 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫 おかやま信用金庫 玉島信用金庫 津山信用金庫 日生信用金庫 備前信用金庫 備北信用金庫 水島信用金庫 呉信用金庫 しまなみ信用金庫 広島信用金庫 広島みどり信用金庫 西中国信用金庫 萩山口信用金庫 東山口信用金庫 信用組合岡山商銀 笠岡信用組合 広島県信用組合 広島市信用組合 備後信用組合 高備信用組合	徳島県 香川県 愛媛県 高知県 株式会社阿波銀行 株式会社百十四銀行 株式会社伊予銀行 株式会社四国銀行 株式会社徳島銀行 株式会社香川銀行 株式会社愛媛銀行 株式会社高知銀行 阿南信用金庫 徳島信用金庫 観音寺信用金庫 高松信用金庫 宇和島信用金庫 愛媛信用金庫 幡多信用金庫 香川県信用組合	佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 株式会社福岡銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社北九州銀行 株式会社佐賀銀行 株式会社十八銀行 株式会社親和銀行 株式会社肥後銀行 株式会社大分銀行 株式会社宮崎銀行 株式会社鹿児島銀行 株式会社佐賀共栄銀行 株式会社長崎銀行 株式会社熊本銀行 株式会社宮崎太陽銀行 株式会社南日本銀行 大川信用金庫 大牟田柳川信用金庫 田川信用金庫 筑後信用金庫 福岡信用金庫 福岡ひびき信用金庫 伊万里信用金庫 唐津信用金庫 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 宮崎信用金庫 奄美大島信用金庫 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 熊本県信用組合 大分県信用組合 鹿児島興業信用組合 株式会社沖縄銀行 株式会社沖縄海邦銀行

参考. 社会保険加入証明書類サンプル

雇用保険関係の提出書類 (1及び2を提出。)

1. 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(様式)

2. 領収済通知書(雇用保険)(様式)

※雇用保険は毎年6月に1年分を納付するため、直前に納付した際の書類を提出すること。

厚生年金・健康保険関係の提出書類 (3、4のいずれかを提出)

3. 領収証書(健康・年金保険)(以下の3様式のいずれか)

4. 社会保険料納入証明書(様式)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

※健康・年金保険は毎月納付するため、直近1月分の納付が確認できる書類を提出すること。